

# 相談支援事業について

## ○指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

【6月26日会議からの主な変更点】

- ① 相談支援専門員の配置について(資料2・3頁)
- ② 相談支援専門員の実務経験について(資料6頁、Q&A2頁)

※ 変更点について斜体表示してあります。

## ○相談支援事業関係Q&A

# 指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

## 1. 指定相談支援事業の人員基準

- ① 従事者の員数
  - 事業所ごとに、専従の相談支援専門員を配置。ただし、事業所の管理に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- ② 管理者
  - 事業所ごとに専従の管理者を配置。ただし、事業所の管理に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

## 2. 相談支援専門員について

- ① 基本的な考え方  
相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験（3年、5年、10年）と相談支援従事者研修の受講を要件とする。  
なお、現任研修を5年に1回以上受講することとする。
- ② 実務経験の対象となる業務（別紙のとおり）
  - 障害者の保健、医療、福祉の分野における相談支援の業務及び介護等の業務
  - 障害者の就労、教育の分野における相談支援の業務
- ③ 研修の受講  
実務経験を有する者は、都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修（5日程度））を受講し、相談支援専門員になることができる。
  - 過去に国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修を受講したことがある者については、新制度における相談支援従事者研修（1日程度）を19年度末までに受講しなければならないものとする。
  - 現在、相談支援事業に従事し、実務経験の要件を満たす者のうち、これまでに上記研修を受講していない者については、平成19年度末までに都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修（5日程度））を受講することを要件として相談支援専門員の業務を行うことができる。

## 指定相談支援事業における相談支援専門員の配置について

### ○相談支援専門員の配置

- ・事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置かなければならない。
- ・指定相談支援の業務に支障がない場合は、同一事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

### 【具体的には】

- ①常勤、非常勤の別を問わない。
- ②相談支援に支障のない範囲で、
  - ・同一事業(当該指定相談支援事業所)の管理者、その他の従業者との兼務可
  - ・他の事業所の管理者、サービス管理責任者等との兼務可(相関図参照)

(※これまでの考え方：常勤換算方法で1以上の相談支援専門員を置かなければならない)

職員間の兼務の整理(指定相談支援事業)

	相談支援事業所		併設事業所		
	管	相	管	サ	直
管	/	○	○	○	○
相	○	/	○	○	※

(備考)

○:兼務可(業務に支障のない範囲で)

※:直接処遇職員が適用報酬基準以上配置されている場合、その限度において相談支援専門員の勤務時間に繰入れ可

管:管理者

相:相談支援専門員

サ:サービス管理責任者

直:直接処遇職員

### ○留意事項

市町村が実施する一般的な相談支援(障害者相談支援事業)について、常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に委託して実施できる取扱いを変更するものではない。

### 3. 運営基準

- ① 相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。
  - ② 利用者等に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。
  - ③ 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供する。
  - ④ 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施する。
  - ⑤ サービス利用計画の原案を作成する。
  - ⑥ サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取する。
  - ⑦ サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得る。
  - ⑧ サービス利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市町村へ写しを提出する。
  - ⑨ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、モニタリングする。
  - ⑩ 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行う。
- 等

### 4. 指定申請について

- ① 指定申請
  - 指定申請書及び必要な書類を添付して都道府県知事に申請する。
    - ※ 相談支援専門員の経歴には、相談支援従事者研修会等の修了証書、実務経験を証する書類等を添付すること。
- ② 変更の届出
  - 事業所の名称及び所在地等の事項に変更があったときは都道府県知事に届け出る。
- ③ 指定の有効期間
  - 法における有効期間は6年であるが、平成18年10月の指定時においては、更新時期を平準化できるよう、3年から9年の範囲内で割り振ることができる。（経過措置）

(別紙)

## 相談支援専門員の要件となる実務経験等

### ○ 相談支援専門員の要件となる実務経験者

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
  - ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
  - ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
  - ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者
- ※ 3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上
- 3年以上(540日以上)
  - 5年以上(900日以上)
  - 10年以上(1800日以上)

### ○ 実務経験となる業務

第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、イ又はロに掲げる者として相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第2 イからロに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者
- ハ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ニ 保険医療機関の従業者(社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者)

※1

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等が、介護等の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務)に従事した期間

イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤療、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者

ロ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者

ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間  
障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者

第6 盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関において、就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

## 相談支援事業関係Q &amp; A

分類	質問の内容	現段階の考え方
サービス利用計画作成費	市町村において、サービス利用計画を作成した場合も国庫負担対象となるか。	市町村が、都道府県から指定相談支援事業者の指定を受けて行う指定相談支援については、国庫負担対象（サービス利用計画作成費）として差し支えない。
	サービス利用計画作成費の国庫負担基準額を算定する課程でサービス利用者の10%に相当する人数を算出するが、その端数処理についてどうすればよいか。	原則として、1人未満の端数については四捨五入とする。ただし、サービス利用者数が少なく、10%に相当する人数が1人未満の場合は1人とする。
	サービス利用計画の作成に関して、統一したアセスメント票やケア計画表等の様式が示されるのか。	今回、新たにサービス利用計画に関する統一した様式を示す予定はなく、各事業者ごとに、障害者ケアガイドラインの各種様式等を参考にそれぞれ作成されるべきものと考えている。
相談支援専門員	相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はないということによいか。	お見込みのとおり。
	相談支援専門員の要件となる実務経験に関して、社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年の実務経験があればよいか。	お見込みのとおり。社会福祉主事任用資格等の資格を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。
	相談支援専門員の要件となる実務経験に関して、児童指導員任用資格者が社会福祉主事任用資格者とされているが、精神障害者社会復帰指導員任用資格者は含まれないのか。	精神障害者社会復帰指導員任用資格者についても、「社会福祉主事任用資格者等」に含まれることとする。
	相談支援専門員の实務経験等の具体的な確認方法はどのように考えているか。	現に勤務する施設等の長が業務内容や勤務日数を証明し、当該証明書を事業者指定の際に添付する相談支援専門員等の経歴書に添付することにより確認を行うことを想定している。過去に、その他の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認することになる。 また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。

分類	質問の内容	現段階の考え方
相談支援専門員	いわゆる小規模作業所の職員は、相談支援専門員及びサービス管理責任者の実務経験に含まれるか。	公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。
相談支援事業（地域生活支援事業）	市町村相談支援機能強化事業により配置する専門的職員は常勤でなければならないのか。	専門的職員は、必ずしも常勤である必要はない。市町村内又は圏域内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案して、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を常勤で配置したり、複数の専門的職員（非常勤）を組み合わせることで地域の多様なニーズに対応することも考えられる。 地域自立支援協議会において、本事業によって配置する専門的職員について協議し、実施計画を作成するとともに、都道府県自立支援協議会から当該実施計画に係る評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。
	相談支援事業に係る交付税措置の状況はどのようになっているか	相談支援事業に係る交付税措置（基準財政需要額）については、総務省から別添のとおり措置されると聞いているところ。なお、基準財政需要額については、平成18年4月から通年ベースで市町村又は都道府県それぞれに積算されているとのことであるが、相談支援事業の継続的・安定的な運営を図り、10月からの相談支援体制に円滑に移行が図られるよう、都道府県及び市町村において、特段のご配慮をお願いします。

【別添】

# 地域における相談支援事業に係る財政的措置等について

【平成18年4月～】

【財政的措置】

市  
町  
村

## 障害者相談支援事業

- ・ 3障害の一般的な相談支援  
(※地域自立支援協議会の運営を含む)

標準団体規模(10万人)  
10,491千円(年額)  
(交付税)

市町村相談支援機能強化事業  
住宅入居等支援事業 等

市町村  
地域生活支援事業  
(補助金)  
国1/2 県1/4 市町村1/4

都  
道  
府  
県

都道府県相談支援体制整備事業 等

都道府県地域生活支援事業  
(補助金)  
国1/2 県1/2

## 障害児等療育支援事業

- (実施主体：都道府県・指定都市・中核市)
- ・ 訪問による療育指導
- ・ 外来による専門的な療育相談 等  
(※都道府県自立支援協議会の運営を含む)

標準団体規模(170万人)  
53,053千円(年額)  
(交付税)

# 相談支援事業にかかる交付税措置について

【平成17年度】

市町村障害者生活支援事業

財源：交付税（市町村分）

障害児（者）地域療育等支援事業

うち相談支援事業分

財源：交付税（道府県分）

精神障害者地域生活支援センター

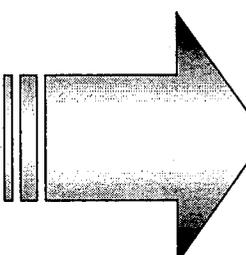
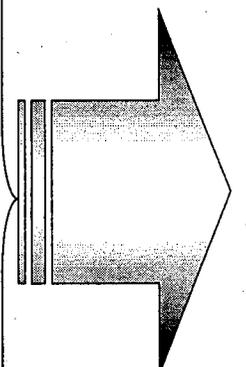
うち相談支援事業分

財源：補助金（県・政令市）

障害児（者）地域療育等支援事業

うち障害児等療育支援分

財源：交付税（道府県分）



【平成18年度】

障害者相談支援事業

（地域自立支援協議会の運営を含む）

財源：交付税（市町村分）

標準団体規模(10万人)

10,491千円(年額)

都道府県自立支援協議会

財源：交付税（道府県分）

標準団体規模(170万人)

53,053千円(年額)

障害児等療育支援事業

財源：交付税（道府県分）